

# 史集 高松

第5号

2025年 3月

高松市教育委員会



## 例 言

1. 本書は、高松市埋蔵文化財センターが実施した公開活用事業の広報及び成果の公開を目的とした冊子である。特に講座等の成果については、文字化して成果を蓄積することで公開活用事業の成果をより広く活用することを目的として作成した。
2. 本書には令和6年2月から令和7年3月にかけて実施した埋蔵文化財公開活用事業の成果を収録した。第5章は令和5年度に実施した連載講座の成果である。第6章は埋蔵文化財センター展示室及び高松市香南歴史民俗郷土館で実施した令和5年度高松市遺跡発掘調査報告展の成果を基にしている。本書の成稿及び印刷に要する期間の関係で、一部については次年度に発行予定の次巻に掲載する予定である。
3. 本書の執筆分担は以下のとおり。  
第1・3章：高松市創造都市推進局文化財課文化財専門員 宮田 匡  
第2・4章：同課会計年度任用職員 織田 比呂子  
第5章第1節：兵庫県立歴史博物館学芸員 竹内 信  
第2節：愛媛大学ミュージアム教授 吉田 広  
第3節：熊本博物館学芸員 下高 大輔  
第6章：文化庁文化財第二課 高上 拓  
なお、編集は宮田が担当した。

## 目 次

第1章 講座・講演	1
第1節 市政出前ふれあいトーク	1
第2節 連載講座『探求！たかまつ遺産』	1
第2章 展示	3
第1節 埋蔵文化財センターの常設展示	3
第2節 埋蔵文化財センターの企画展示	3
第3章 パンフレット	4
第4章 体験学習	5
第1節 体験学習講座	5
第2節 高松市に古代・中世・近世の国指定史跡3城が揃いました	6
第5章 令和5年度連載講座の成果について	7
第1節 近世城郭の近現代—姫路城の近代史と高松城—	7
第2節 高松市の弥生時代青銅器	15
第3節 城郭石垣の「歴史考古学」的研究の奨励	23
第6章 活用事業の成果について	31
石清尾山山塊採集資料の紹介	31



## 第1章 講座・講演（令和6年4月～令和7年3月）

### 第1節 市政出前ふれあいトーク

高松市では、広く市民からの依頼を受けて市政に関する講座等を実施しています。高松市埋蔵文化財センターでは、市内の遺跡や史跡整備事業の成果等を中心に、依頼を受け付けています。

対象：市内に在住、又は通勤・通学されている方で、市政やまちづくりに関心のある20人程度の参加が見込める団体やグループ。

申込方法：所定の申込書に希望するテーマ・日時などを記入して、実施希望日の2週間前までに提出。

申込・問合せ先：高松市役所1階市民相談コーナー（tel：087-839-2111 fax：087-839-2464）

### 令和6年度の文化財関係ふれあいトークの事例

番号	名 称	主 催 者	参加者数	年 月 日	主 要 内 容	担 当
1	産業歴史研究会	産業歴史研究会	25人	9月17日	購買城跡について	梶原
2	第96回サムの祭典関連行事 石清尾山2号墳・9号墳案内	高松市・ハイキング協会	51人	10月14日	石清尾山2号墳・9号墳の解説	菅田・山元
3	高松町周辺の遺跡等について	新田町久本自治会	11人	10月20日	下蔵などの解説	菅田
4	批置屋耐震補強工事の解説	（一社）香川県建築士会郷土建築調査特別委員会・さぬき荘会	10人	11月6日	批置屋耐震補強工事の現状についての説明	佐藤
5	史跡石清尾山古墳群について	かがわ生涯学習の会	15人	11月10日	陣山の古墳の解説	山元
6	築地城跡・高松城跡について	身体障害者福祉センターコスモス園	20人	11月15日	築地城跡・高松城跡について	佐藤
7	史跡購買城跡について	高松市老人クラブ連合会 令和6年度 高松いよいよ大学（文化史料）	40人	12月16日	購買城跡について	梶原
8	令和6年度岡山県埋蔵文化財担当職員研修会	岡山県古代古蹟文化財センター	45人	1月17日	高松市の文化財行政と保存活用の取組について	山元
9	築地城跡（城門）等案内について	アサヒセカイ株式会社 アサヒ観光	25人	2月25日	築地城跡について	山元
10	築高ウォーク	香川県・高松市	100人	3月16日	築地城跡について	梶原
合計			342人			

### 第2節 連載講座『探求！たかまつ遺産』

市民向け講座として、年間4回程度、各種専門家を招聘した連載講座を実施しています。

なお、令和5年度連載講座の文字化資料については第5章を参照ください。令和6年度の文字化資料は来年度に掲載予定です。

第1回（令和6年11月30日）

「広島県の古代山城－長者山城・茨城・常城」向井 一雄（古代山城研究会代表）

第2回（令和7年1月11日）

「国史跡勝賀城跡の価値」梶原 慎司（高松市文化財課）

第3回（令和7年2月8日）

「仙台城跡の地震被害と石垣復旧」関根 章義（仙台市文化財課）

連載講座の様子



第1回



第2回



第3回

令和6年度文化財連載講座  
**探求！たかまつ遺産**

高松市には古くからの歴史があり、宇土山や中津藩城址、足守城跡の歴史を刻む3つの国史指定史跡が眠っています。  
築城経緯や平家、徳川の戦役など、歴史を辿ると、歴史が鮮やかに蘇ります。また、その歴史がもたらした遺産が今も残っています。  
歴史を辿ると、高松市の歴史がより深く、より豊かになります。高松市文化財専門員が、高松市の歴史を語り、その魅力を伝えます。

宇土山跡  
中津城跡  
足守城跡

日程：2024年11月30日・2025年1月11日・2月8日  
時間：10時～12時  
会場：サンクリスタル高松3F 視聴覚ホール  
参加費：無料

高松市文化財専門員 高松市文化財センター

**第1回** 2024年11月30日(土)  
10時～12時  
「広島県の古代山城  
—長者山城・茨城・常城」  
向井 一雄 (古代山城研究会代表)

「雑誌本報」に記事が取りながら、所在不明であった長者山城・常城、近年新たに発見された、記録のない菅山崎-宮原藩番山城、これらの古代山城の史跡に迫ります。

**第2回** 2025年1月11日(土)  
10時～12時  
「国史跡勝賀城跡の価値」  
帆原 慎司 (高松市文化財専門員)

新たに調査・発掘となった勝賀城跡の価値について、  
施設へ向けたい調査を紹介いたします。

**第3回** 2025年2月8日(土)  
10時～12時  
「仙台城跡の地震被害と石垣復旧」  
関根 肇義 (仙台市文化財課)

近年の仙台城跡における地震被害と復旧に用いた文化財調査を機材として、  
文化財調査と復旧の関係、調査成果の復旧への活かし方を紹介いたします。



高松市 長者山跡



高松市 勝賀城跡



高松市 仙台城跡

会場：サンクリスタル高松3F 視聴覚ホール

(高松市昭和町一丁目2番20号)

●バス路線「昭和町」下車、徒歩3分

●タクシー「下笠原」下車、徒歩3分

●徒歩「昭和町」下車、徒歩3分

●徒歩「下笠原」下車、徒歩3分

●徒歩「昭和町」下車、徒歩3分



高松市文化財センター  
TEL: 087-823-2714

連載講座のチラシ

## 第2章 展示

### 第1節 埋蔵文化財センターの常設展示

(1) 常設展示・・・屋外緑地帯

- ①亀井戸跡 導水施設の移築・復元：初代高松藩主松平頼重が17世紀中頃に造らせたといわれる亀井戸。亀井戸の先進性や高松城下町の発達を後世に伝えるために導水施設を移築・復元展示しています。
- ②讃岐の水の恩人 西嶋八兵衛：讃岐国で水資源開発に力を尽くした西嶋八兵衛について紹介。
- ③人と水のかかわり：高松は昔から雨が少なく、人々は溜池をつくったり川を改修したりと、水の確保に大変な苦勞を重ねてきました。古代から現代に至るまでの讃岐の人々と水まつわる14の話を展示。

観覧料金：無料 休館日・開館閉館時刻：屋外展示につき終日観覧可



亀井戸とセンター（緑地帯）



人と水のかかわり（緑地帯）

### 第2節 埋蔵文化財センターの企画展示

(2) 企画展示・・・本館2階展示室ほか市内展示施設

広く一般の方に向けた埋蔵文化財に関わる展示会を実施しています。  
また、年間1～2回程度、他の展示施設で企画展を実施しています。

観覧料金：無料 休館日：土日祝日・12/29～1/3

開館時間：午前9時～午後5時



【前期展】勝賀城跡国史跡指定決定記念 お城 de 迷路～高松の3城～



【前期展】勝賀城跡国史跡指定決定記念 お城 de 迷路～高松の3城～



【巡回展】令和4年度高松市遺跡発掘調査報告展（香南歴史民俗郷土館）



【広域連携⑤綾川町】十瓶山境界の須恵器～すべつと窯跡を中心に～



【広域連携⑤綾川町】十瓶山境界の須恵器～すべつと窯跡を中心に～



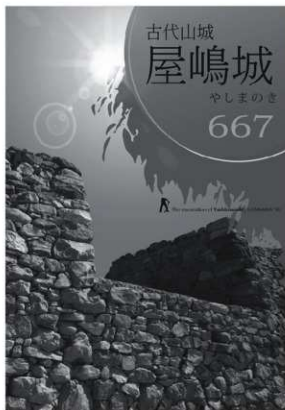
【後期展】令和5年度高松市遺跡発掘調査報告展

令和6年度展示活動一覧（令和7年2月現在）

	名 称	場 所	観覧者数	開催期間	主 要 内 容
1	【前期展】勝賀城跡国史跡指定決定記念 お城 de 迷路～高松の3城～	埋文センター	739人	令和6年4月17日～9月27日	展示室が迷路になった！高松市の国指定史跡である3つの城を紹介
2	【巡回展】讃岐の古瓦～東讃編～	讃岐国分寺跡資料館	501人	令和6年4月27日～7月7日	高松市に寄贈された岩佐コレクションから東讃の古代瓦を中心に紹介
3	【巡回展】令和4年度高松市遺跡発掘調査報告展	香南歴史民俗郷土館	1090人	令和6年6月1日～7月28日	令和4年度の埋蔵文化財調査事業成果を5遺跡を展示して報告
4	【広域連携⑤綾川町】十瓶山境界の須恵器～すべつと窯跡を中心に～	埋文センター	開催中	令和6年10月15日～令和7年4月4日	東指定史跡すべつと窯跡（綾川町）を中心に十瓶山境界の須恵器生産・流通の様相を紹介
5	【後期展】令和5年度高松市遺跡発掘調査報告展	埋文センター	開催中	令和6年10月15日～令和7年4月4日	令和5年度の埋蔵文化財調査事業成果を4遺跡を展示して報告

### 第3章 パンフレット

高松市埋蔵文化財センターでは、市内の埋蔵文化財に関係する普及啓発用パンフレットを作成・配布しています。高松市文化財課（市役所7階）、高松市埋蔵文化財センター、高松市歴史資料館等の各種施設で無料配布しています。



令和5年度末から令和6年度に印刷したパンフレットの一部（一部は既刊の復刊）



## 第4章 体験学習

### 第1節 体験学習講座

高松市埋蔵文化財センターでは、誰もが気軽に歴史に触れることができる昔のものづくり体験や、高松の歴史や史跡について学ぶ講座を多数実施しています。

通年実施の体験講座(①～④)には、おひとり様から予約可能(①②)な講座もあることから、親子はもちろん大人の余暇を楽しむ方等、様々な年齢層が来所されます。

夏休み等長期休業期間の小・中学生や親子連れ向けに随時実施する講座(⑤～⑦)には、歴史好きのたくさんの子どもの子どもたちが市内外からやつて来られます。

① 鑄造体験 金属を溶かして鑄型に流し込みます。取り出し、削り、磨いたら完成。

種類：伝讃岐国出土装裱文銅鐸ほか全6種 金額：600～1,400円

② 瓦作り体験 粘土をこねて型抜き。トースターで焼き上げ、彩色して完成。

種類：讃岐国分寺跡出土鬼瓦型ほか全3種 金額：300円

③ 勾玉作り体験 滑石を好きな型に合わせて削り、磨いて、自分だけの勾玉を作成。

彩色、紐結びをして首飾りやストラップにします。

種類：川島本町遺跡出土型ほか多数 金額：500円

④ 瓦の消しゴム作り体験 瓦型を使った消しゴム作り。10分ゆでたら完成。

種類：讃岐国分寺跡出土鬼瓦型ほか全3種 金額：100円

⑤ 高松の古墳教室 市内に所在する古墳について学び、出土遺物を観察。三角縁神獸鏡型のアメモも作ります。事前申込制

⑥ 埋文センターのお仕事体験 埋蔵文化財センターの役割を学び、文化財専門員の仕事を体験します。事前申込制

⑦ 史跡探検・町歩き 屋嶋城跡の探検や高松城下町歩き等歩いて学びます。

事前申込制

⑧ 企画展関連講座 令和6年度は前期展「お城 de 迷路～高松の3城～」の関連講座「まいぶんセンターぐるぐるチャレンジ」を開催。展示解説や簡単発掘体験を行った後、館内を回ってスタンプを集めるぐるぐるチャレンジクイズを楽しみました。

金額：景品(瓦の消しゴム)料 100円



① 鑄造体験



① 鑄造体験



① 鑄造体験



① 鑄造体験 銅鐸



① 鑄造体験 たまもん



① 鑄造体験 銅鏡



① 鑄造体験 和同開珎



① 鑄造体験  
三角縁神獸鏡



① 鑄造体験  
伝讃岐国出土  
装裱文銅鐸

体験学習参加者等一覧(令和7年2月現在)

	展示室 観覧者数	体験講座 件数	体験講座 参加者数	緑地帯 利用者数	埋文テリバリー (学校)	埋文テリバリー (一般)
	(人)					
令和4年度	1515	229	458	3827	8	36
令和5年度	1156	248	496	2772	8	32
令和6年度	1331	163	317	2296	4	9



③勾玉作り体験



③勾玉作り体験



③勾玉作り体験



④瓦の消しゴム作り体験



④瓦の消しゴム作り体験



④瓦の消しゴム作り体験



⑧前期展開連講座

まいぶんセンターぐるぐるチャレンジ



⑧前期展開連講座

まいぶんセンターぐるぐるチャレンジ



⑧前期展開連講座

まいぶんセンターぐるぐるチャレンジ

## 第2節 高松市に古代・中世・近世の国指定史跡3城が揃いました

高松市に古代山城の屋嶋城跡（屋島東町・屋島中町・屋島西町の一部）、中世山城の勝賀城跡（鬼無町是竹・中山町）、近世城郭の高松城跡（玉藻町）と3つの国指定史跡の城が揃いました。屋嶋城跡は今年指定90周年となり、高松城跡は来年指定70周年を迎えます。勝賀城跡は指定に向け継続して調査を実施し、令和6年2月にその価値が認められ新たに指定決定となりました。これにより、高松市に古代・中世・近世と3時代の国史跡城跡が揃いました。1つの自治体に古代・中世・近世の城跡が国史跡に指定されているのは岡山市、対馬市、そして高松市のみです。令和6年度はこの誇るべき高松の3城に焦点を合わせ、展示活動や連載講座等の普及啓発を展開し、その周知に努めました。

勝賀城跡指定後、高松市の国指定文化財の件数は56件となりました。うち9件が国指定史跡であり、1件は特別史跡です。遺跡の保存と活用の拠点として、今後も地道に確実に活動を継続していきます。



勝賀城跡  
喰い違い虎口



令和6年度前期展ポスター  
「お城 de 迷路～高松の3城～」



令和6年度後期展ポスター  
「十瓶山界隈の須恵器」

## 第5章 令和5年度連載講座の成果について

### 第1節 近世城郭の近現代—姫路城の近代史と高松城—

竹内 信（兵庫県立歴史博物館）

#### はじめに

近年、城郭の近現代史に注目する動きが活発化しつつある。近世城郭は近代以降官公庁、教育施設をはじめ様々に利用されてきた経緯があり、それによって大小様々な改変を受けてきた。そのため、「お城ブーム」等の観光需要や城跡の復元事業、あるいは災害復旧等にもなう保存整備事業を行うにあたって、その対象とされた城郭を所管する自治体では、近代以降にいかなる改変がなされてきたのかを調べる必要性が生じてきているのである。

また、城跡に立地している近現代遺構が文化財として認知される場合も少なくなく、実際に現在全国各地の自治体で策定が進められている文化財保存活用計画において、こうした城郭の歴史的重層性を価値づけていく動きもみられる。高松市も例に漏れず、令和4年（2022）3月に策定された『史跡高松城跡保存活用計画』では、高松城跡の本質的価値について、①地域支配の拠点であり、瀬戸内海の要衝を押さえる城、②海と一体的に整備され、瀬戸内海交通を掌握した近世海城の代表例、③近世城郭の遺構が良好に残る史跡の3

点に整理するとともに、本質的価値に準じる価値として、近代における城跡の土地利用の歴史の変遷を示す遺構群が良好に残された場として位置づけている。周知のように、高松城跡は明治中期以降、旧藩主松平家の下で城内に披雲閣（重要文化財）や庭園（名勝）、玉藻廟等が整備されたほか、公共空間として博覧会等での利用がなされていた。『史跡高松城跡保存活用計画』では、近代遺構の指定物件のみならず、城跡の利用状況についても本質的価値に準じるものとして位置づけた点は特筆される。その一方、近代以降の高松城跡に関する資料については、『高松城史料調査報告書』で紹介された一部の資料を除いてほとんど把握されておらず、

基礎的な調査研究が今後の重要課



図1 姫路城下絵図（文化3年改）に加筆  
（兵庫県立歴史博物館蔵、竹内 2024b より転載）

題である。

そこで本稿では、現在進められつつある高松城の調査研究に資することを目的として、筆者がこれまで明らかにしてきた姫路城の近代史の様相を事例として紹介することとした。

## 1 姫路城の概要

姫路城は、関ヶ原の戦いの論功行賞によって慶長6年（1601）に入城した池田輝政によって大改修を受け、現在の姿がほぼ完成した近世城郭である。天守群をはじめとした主郭部のある姫山と西の丸のある鷺山を利用した平山城で、その姿から白鷺城という異名も持つ。城下は三重の濠で囲まれ、城下町のある外曲輪、武家屋敷の立ち並ぶ中曲輪、本城内の内曲輪で構成される惣構の城として知られている（図1）。

近代以降、中濠以内の大部分は軍用地とされ、近代を通じて三の丸や西の丸、中曲輪などの平坦部には陸軍の施設が立地したことから、江戸時代以来の各種構造物が取り除かれた。一方、天守群のある姫山はその利用対象から外れ、明治初期の段階から陸軍によって「保存」対象とされている。昭和初期の段階で国内最大級の城郭遺跡、遺構が良好に残されていたことから、昭和3年（1928）に当時の史蹟名勝天然記念物保存法（大正8年制定）によって史蹟指定を受け、昭和31年には文化財保護法によって特別史蹟となり、現在その範囲は107.8haにもおよぶ。また、建造物についても昭和6年に当時の国宝保存法（昭和4年制定）によって天守群などが国宝指定を受け、それらは戦後に制定された文化財保護法によって国宝、重要文化財に振り分けられている。

## 2 明治期における姫路城の利用状況

### (1) 「廃城令」とその周辺

明治4年（1871）8月に廃藩置県が断行されると、全国の城郭・陣屋は兵部省（陸軍省の前身）が一元的に管轄することとなったが、全国各地に散在する城郭地を直接兵部省が管理することはできず、実質的には府県が管理する城郭も多かった。その後、翌年にかけて開拓使管轄および琉球（首里城）を除く全国の城郭調査がなされ、城郭の軍事的有用性や城郭近隣の住民・物資の情報、陸軍省管轄地の確定に関する情報が収集され、明治6年（1873）1月の太政官無号達「全国城郭存廃ノ処分並兵営地等選定方」、いわゆる「廃城令」を迎えることとなる。これによって全国の城郭・陣屋は陸軍省管轄の「存城」と大蔵省管轄の「廃城」に暫定的に分類され、姫路城は「存城」として軍用地化が進められることとなり、当時城内に立地していた県庁舎はやがて城外に移転を強いられることとなった。近世期に軍事と政治の中心地であった姫路城は、軍用地となることで軍事的機能のみ継承され、行政的機能は城外移転によって失われることとなったのである。

なお、高松城も「存城」となるが、翌年に広島鎮台の営所は丸亀に移されている。この経緯については史料上明らかでないものの、筆者がかつて検討した史料に高松城に関する記載がみられたのでここで紹介しておく。明治5年の城郭調査を行った陸軍大尉遠藤道は、4月28日に大坂鎮台（大坂城）に所用で赴いた際、「讃・高松分営ヲ入札セシニ依テ、兵ノ元氣ニモ拘リ、葛岡（信綱）等ヲ呼戻セシ」という話があったことを書き留めている（「城郭巡視日記」〔竹内2023〕）。前後の文脈が不明であることが惜しまれるが、「廃城令」以前の段階で陸軍省の調査担当者である葛岡が高松城の入札を進めようとしていたこと、それに対して大坂鎮台側が「兵の元氣」にも関わることから一旦葛岡を呼び戻していたことが分かり、高松城の処分をめぐる駆け引きの一端がうかがえる点で貴重である。

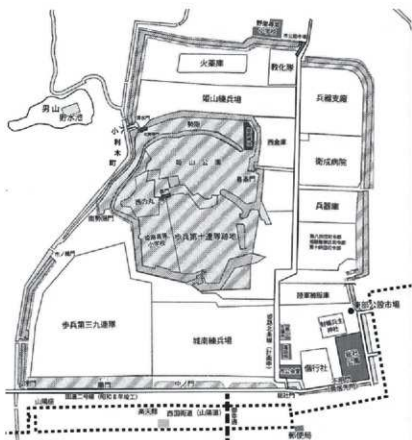


図2 1930年頃の姫路城周辺図（竹内2024a）より転載

中濠以内に軍用地が立ち並ぶ様子がわかる。網掛け部分は昭和3年（1928）に史蹟指定された範囲。

## （2）陸軍による城郭「保存」

「存城」として軍用地として利用されることとなった姫路城は、これ以降平坦部を中心に軍用地化が進められた。図2は昭和5年（1930）頃における姫路城周辺の地図である。これを見ると、かつて藩庁のあった三の丸には歩兵第十連隊が置かれており（1930年時点では跡地）、武家屋敷のあった中曲輪には歩兵第三九連隊や第十師団関係施設が立地していたことが分かる。姫路城を中心に「軍都」としての姫路の景観が形成されており、近世期の建造物や遺構は、軍隊の必要性に応じて破却や改変が行われることとなったのである。

ところで、明治初期における城郭保存の嚆矢は、町田久成や世古延世による建議によって明治5年の段階で「城塁取毀之儀ハ自今何ヲ経テ可致処置事」とされたことによる。姫路城の保存について具体的に触れたものとしては明治10年に飛鳥井雅古から陸軍卿代理西郷従道宛に出された修繕費請求の伺いのほか、翌年に工兵大佐中村重遠による名古屋・姫路両城保存の建議がよく知られている。その詳細については『姫路市史』第14巻に詳しいが、要点をいえば、中村の伺いによって名古屋城とともに姫路城の保存は決定されるものの、具体的に必要な修繕費用の定額支給は行われず、費用の捻出をめぐって課題を残したのである。修繕費用を十分に捻出できないことに苦慮した軍隊は、やがて保存主体を他省庁に移管すべきという意見を上申するようになる。例えば明治31年に姫路で編成された第十師団では、明治36年に経理部長稲熊輝次名義で姫路城の修繕の必要性を訴える一方、予算措置の見込みがない場合は古社寺保存法第19条の規定もあることから、内務省において存続すべきと意見具申している。この法律では、古社寺の建造物を特別保護建造物とし、保存金を交付することができた。また、第19条では名所旧跡については古社寺に属せずとも本法を準用することを謳っており、姫路城を名所旧跡と見做すことで内務省に移管することを第十師団内部では

検討したようである。ただ、同条の適用範囲は廃社寺に限られることが同法制定過程の答弁でなされており、実際に照会を受けた内務省神社局長の白仁武も社寺以外に同法を準用した先例がなく不可能と回答している〔竹内 2019〕。このほか第十師団では、明治 39 年に当時の師団長安東貞美名義で一時的な修繕費用が請求されている。それによれば、修繕費用としての 77,990 円 34 銭に加え、向こう 30 年間の保存を目的とした費用として 118,769 円 7 銭を計上した上で、修繕費用の詮議が見込めない場合には帝室もしくは地方庁への移管を申し添えている点で興味深い、申請自体は却下されている。

以上のように、軍隊が立地した姫路城は、明治 10 年代に天守群を保存することが陸軍によって取り決められた一方、軍用地として利用する箇所については歴史的建造物や土塁などの遺構が破壊されていた。また、保存することが取り決められた建造物群についても修理の費用の十分な捻出ができておらず、管理を命じられた第十師団では、その打開策として内務省や帝室財産、地方庁への移管をも検討されていたのである。

### (3) 姫路城保存運動と「明治の大修理」

明治 40 年代になると、今度は市民側から城の保存を求めるようになった。管見の限り、運動の初見は明治 40 年（1907）10 月に姫路に本社を置いていた地元紙『鷺城新聞』上で姫路市公民の渡辺致静が城の保存を訴える論稿を投じたことである。同年 12 月には鷺城新聞社側が社説にて同様の論を展開し、それに地元代議士等が呼応する形で「白鷺城保存期成同盟会」が結成され、帝国議会（第 24 議会）への請願が行われた。ただ、請願が行われた第 24 議会では採択を受けたものの、この時は大蔵省の査定によって繰り延べとなってしまう。請願は翌年の第 25 議会でも続けられ、採択を受けたのち、第 26 議会で予算が通過したことによって明治 43～44 年にかけての「明治の大修理」に至ったのである。

## 3 姫路城の公園化とその影響

### (1) 姫山公園の誕生とその影響

「明治の大修理」後、姫路市は姫山の主郭部および勢隠の利用を進めるために第十師団側と交渉を進め、敷地と建物の無償貸し下げ許可を得た上で、大正元年（1912）8 月に姫山公園が開園した。ここでは姫山公園の開園の背景とその影響について取り上げてみたい。

姫山公園開園の経緯のひとつとして姫路城の集客力、すなわち観光的価値が姫路市において注目されたことが大きかったことが挙げられる。例えば、「明治の大修理」の直前にあたる明治 42 年 7 月に行われた播磨生産品評会では、開催期間中の余興として第十師団からの許可を得た上で姫路城縦覧券が配布されており、この時の『鷺城新聞』による報道によると、共進会は 14 日間と短い開催期間であったにもかかわらず、3.6 万人以上の登閣者を得たという。また、姫路城保存運動で運動の主唱者であった渡辺致静は『鷺城新聞』上において、国粹の見地や歴史的・美術的価値はあくまで国家的な見地からの保存であって、地元の視点からみれば土地繁栄策であると述べている。

姫山公園の整備作業でもこうした点が重視されており、天守群が有料公開とされたことに加えて、城内各所に桜、楓の植樹や藤棚、東屋の整備をはじめ、血屋敷伝説にあやかった「お菊井戸」などのスポットが新たに設置されるなどの観光地化が進められた。なお、一連の過程において、八頭門樹形や石垣、土塁などが破壊されており、公園化が必ずしも遺構の保存を意味していない点にも注意しておきたい。

さらに、清水門南の北勢隠門と接続する土塁を崩して橋が架けられ、新たに姫山公園と城西地区を結ぶ道路が建設されている点も興味深い。この道路を建設する理由として、男山麓幻夢生なる人物は『鷺城新聞』

上に次のような一文を投じている。すなわち、「第三清水門を開通し茲に架橋して貰ひたい〔中略〕白鷺城を中心とする公平なる市の発展にて只に市北西方面のみの発展にあらず、白鷺城維持の一大必要なる事に属す、何となれば可成白鷺城以北西に旅人を誘導するを以て本志とするの策〔『鷺城新聞』1913.10.13付〕』というのである。姫路城のある姫山公園を中心として、駅周辺地域だけでなく城西地域へも旅客を誘導することによ



写真1 姫路城北勢障門(左)と土塁を崩して作成された道路(右)

て、市内全域の公平な発展を進めることを意図したとする発言であるが、こうした投稿のあった年に、城西地域の小利木町ほか5町の有志が建設資金として100円を寄付している(『大正二年中市事務報告及財産表』、姫路市立城内図書館蔵)。それまで軍用地として立ち入りが制限されていた城内が、姫山公園の誕生によって新たに集客の見込める観光地と捉え直され、特に発展の好機ととらえる城西地域の住民の姿がみえる点で興味深く、城内の公開にともなう道路整備によって、市街地における人流が再編される画期となったと捉えておきたい。

さて、姫山公園への入城者数の推移をみると、大正元年に年間約8.8万人を記録してから多少減少し、大正中期には一時3～5万人に落ち込むが、その後増加に転じて年間9万人前後の来園者を迎えている。さらに、大正15年(昭和元年/1926)には過去最高の年間約12.6万人に達しており、この年の公園関係の収入をみると、天守登園料や絵葉書などの物販によって1万円以上を売り上げている。詳細な分析はまだ済んでいないが、別に姫山公園使用料としての収入が加算されることを踏まえれば、姫山公園の経営は姫路市にとって少なくない収益となっていたことは間違いないだろう。大正期における姫路城は、観光地化・催行地化が進められた時期といつてよい。

#### 4 姫路城の史蹟指定とその周辺

冒頭で述べた通り、姫路城は昭和3年(1928)に史蹟名勝天然記念物保存法によって、「史蹟」として保存された。ここでは姫路城が「史蹟」指定を受ける過程を跡付けながら、当該期における姫路城の保存の特質をみてみたい。

大正元年(1912)に開園した姫山公園では、勢隠を中心とした平地が共進会などの催事会場として利用されており、姫路市は姫路城登園料や物販に加え、姫山公園使用料を徴収することによって収益を得ていた。しかし、大正15年には姫路神社が勢隠内の現位置に移転することが取り決められ、公園敷地の狭隘化が課題となっていた。そのため、大正14年における第十連隊(三の丸)の岡山転営は、姫路市にとって新たな土地を獲得する機会として捉えられていたのである。第十連隊跡地を姫山公園に編入することを議題とした当時の姫路市会議事録からは、都市計画都市への指定を前提とした都市整備や市中心部の用地確保、姫山公

園の現状改善あるいは防災上の観点から公園とすることを求める意見も出されている一方、姫路城「保存」の方面からの意見はほとんどみられない。連隊跡地への姫山公園の拡張は、当時の姫路市が抱える都市整備上の観点が主眼に置かれていたものといえる。

ただ、第十連隊跡地の確保は姫路市の想定以上に難航したようである。土地を所管した陸軍・大蔵両省が当該地の無償での払い下げに消極的であったためである。当時の『神戸新聞』による報道によれば、背景には、新兵器開発費を捻出したい陸軍省と関東大震災の復興予算を必要としていた大蔵両省が土地処分による財源確保を狙っていたとしている。ともあれ、陸軍・大蔵両省への運動が不発に終わった姫路市側が打開策として見出したのが、当時内務省が所管していた史蹟名勝天然記念物保存法によって、姫路城を指定地とすることで敷地を内務省に管理替えさせ、姫路市がその管理を行うことであった。こうして姫路市長を会長とする「姫路城勝地保存期成同盟会」が結成され、方針を「記念物」指定に向けた運動に転換したのである。以上のような経緯を踏まえると、姫路城の指定はいわば「手段としての指定」運動ということができるとは、内務省側でも保存に向けた調査が行われていた経緯もあって、両者の動きによってはじめて姫路城は近世城郭として初の「史蹟」指定を受けることができたといえる。なお、内務省によってなされていたこれらの業務は、昭和3年以降は文部省に引き継がれている。

ここで、姫路城が「史蹟」指定を受けた点について少し掘り下げてみたい。姫路城の指定事由は、「記念物」のうち、「史蹟」となっており、これは一見当然のように思われる。しかし、実は姫路市側からは姫路城を申請する際に、「記念物」全般、つまり史蹟・名勝・天然記念物すべての要件から申請されている。

姫路城勝地保存期成同盟会が内務省に提出した「姫路城地保存理由書（文化庁蔵）」に記載される申請理由として、姫路城の歴代城主の事績やその歴史性、城郭の代表例としての学術上の価値の観点から史蹟としての価値を有するとするほか、名勝の理由として、万葉集から城地が古代の時点で桜の咲く遊楽場であったとした上で、姫山公園が関西第一の桜の名所とされており、古代の盛況を再現しているとともに、数多くの観光客を迎えていることを挙げている。また、天然記念物の理由としては、城地の「原始林」の存在や50種類以上の樹木が鬱蒼と生い茂ることから、学術上で有益な樹林であることと主張している。どちらも姫路城そのものと直ちに関連するものではないが、運動推進組織名に「勝地保存」という単語が含まれているのは、申請理由が複合的なものであったことを踏まえてのことと思われる。姫路市側で求める指定申請地への価値意識は、姫路城のみならず、姫山公園に植樹された桜から想起される古代への情景にもおよぶ、歴史的情緒空間にあったといえようか。いずれにせよ、こうした景観的な価値観からすれば、構構の現状を保存するというよりも、雰囲気に沿うような形で姫山公園内の石垣や土塁の改変、あるいは植樹が行われていたことは先に触れたとおりである。一方、史蹟名勝天然記念物保存法による指定を受ければ、公益上やむを得ない限りでの指定地の現状変更は厳しく制限される。運動以降、姫路城の保存と現状変更をめぐるせめぎ合いが顕在化していくことになる。

例えば、大正15年1月の時点で勢随北東部へ移転を進めていた姫路神社が、利便性の観点から土塁の一部を切り開いて内濠に橋を架けることを計画していたことが物議を呼ぶことになった。この動きに対し、指定に向けた運動を行っている市当局側は保存と相反することから神社側と交渉を行い、大規模な改変が行われることを未然に防いでいる。

また、都市化の進んだ市街地では都市計画とのせめぎ合いもみられた。姫路市では大正期以降中濠の埋め立てが行われつつあり、運動当時の時点で中濠埋立地に国道2号線を建設する計画が進められていた。そう



した背景から、姫路市側の求める指定範囲はおおむね内郭部（姫山公園・三の丸）としていた一方、指定範囲を策定していた内務省では中濠の一部や、それに平行する土塁をも含んだ範囲を指定予定地域としたことによって、姫路における都市計画と史蹟保存が相反することとなったのである。交渉過程は今のところ判然としないが、文化庁で保管されている図面をみるかぎりでは、埋め立てられた中濠は指定地から除外として、中濠に平行する土塁は指定することで



写真2 中濠埋め立ての石碑と土塁（国道2号線西本町交差点付近）

昭和8年3月兵庫県建立

決着したようである。いずれにせよ、都市街路整備が進行しつつある姫路城下における内務省側による指定範囲の拡大は、折衝を重ねることによって姫路城の外郭にあった遺構の破壊をある程度抑制させることにつながったといえよう。

なお、中濠南側に関しては、昭和8年3月22日に兵庫県知事から文部大臣へ、国道2号線関係工事の過程での総社門付近の土塁開削が申請されており（兵士道第三三三号「史蹟指定地現状変更二付稟請書」、兵庫県公館県政資料館蔵）、3月25日には文部省宗教局長下村寿一から知事に向け、現状変更年月日を記載した碑の設置および現状変更前の土塁の連絡状況を示すことなどの条件付きでの許可が出されている（兵宗四号「史蹟姫路城指定地現状変更二関スル件」、兵庫県公館県政資料館蔵）。こうした現状変更は地元行政組織の求めに応じて一概に許可が出されるわけではなく、例えば埋門付近の開発の場合、兵庫県によって当初計画された埋門一帯の除去は文部省との協議の結果、埋門の樹形を残すように設計変更されており、文部省と妥協点が見出されている（兵士道第一四六号三「姫路都市計画街路二関スル件」、昭和9年6月21日送付、兵庫県公館県政資料館蔵）。

地域住民によってさまざまな価値意識の持たれていた姫路城は、経緯としては「手段としての指定」であったものの、史蹟に指定されたことで近世城郭の遺構を第一とする価値意識に収斂され、城郭遺構の保存や開発をめぐる現状変更を行うか否かが意識化されるようになったといえる。ことに都市計画を進める姫路においては、指定以降の現状変更が文部省との協議を挟む必要が生じており、城郭の遺構の破壊を防ぐ結果をもたらした意味において重要な役割を果たしていたのである。

### まとめにかえて—今後の展望—

これまでみてきたように、近代における姫路城は陸軍によっていち早く「保存」されてきた城郭の1つではあるものの、「保存」のあり方やその対象範囲はその主体や時期によって異なり、多くの改変や破壊がみられたことがわかる。その背景には、姫路の場合、城郭は軍用地としてスタートしたが、明治末期以降には集客力のある観光名所として位置付けられ、姫山公園の誕生に至っている。また、史蹟指定に至る道程をみ

てみても、当初から城郭を保存することを目的としていたわけではなく、敷地を姫路市側が利用することが先行していたのである。そういう点を踏まえると、近世城郭の近現代をみていくためには、地域の視点から城郭の所在する都市の特徴や歴史的展開について跡付けることが重要となる。

また、姫路城内のなかでも、利用のあり方は場所ごとに異なっていた。これは、曲輪や濠といった近世以来の枠組みで区切られることもある一方、近代以降にできた区画によることも少なくない。城跡を考える際、前者ばかり目が行きがちであるが、近代以降における城跡に対する利活用のあり方を考える上では、両者を念頭に置きながら考える必要があるだろう。

冒頭で述べたように、高松市では、高松松平家資料調査を通じて近代の高松城に関する文献資料の調査が進められつつある。高松松平家資料からは明治22年以降に高松城を有した松平家が高松城内をいかに利用していたのかを明らかにできる点で期待ができる。同時に、近代における高松の人々にとっての高松城に対するまなざしも重要である。高松松平家資料を核としながら、関連する様々な資料を読み解くことによって、新たな高松城への視点が生まれることをご期待いただきたい。

【付記】 本稿は令和5年11月12日に開催された高松市文化財連載講座講演内容をもとに成稿したものである。なお、執筆にあたっては都合上、内容の一部を割愛あるいは加筆修正している。

#### 【主要参考文献】

##### 〈論文等〉

橋本政次 1952『姫路城史』下巻 姫路城史刊行会

竹内信 2019「明治期における城郭保存—姫路城を中心に—」(『城郭談話会第3回特別例会報告資料集存城・廃城(いわゆる廃城令)から明治中期における城郭—その軍事・保存・改変— 城郭談話会編)

竹内信 2022「『廃城令』直前期における全国の城郭調査をめぐる—「陸軍省絵図」との関係も含めて—」(『兵庫県立歴史博物館研究紀要 塵界』第33号)

竹内信 2022「明治五年の城郭調査と『廃城令』」(『歴史研究』705号 戎光祥出版)

竹内信 2023【資料紹介】城郭巡視日記(2) (『兵庫県立歴史博物館研究紀要 塵界』第34号)

竹内信 2024a「近世城郭の史跡指定と地域社会—姫路城を事例に」(高田徹編『城郭がたどった近代—軍営・官公庁・公園・観光地への転換—』戎光祥出版)

竹内信 2024b「問題提起14 近代における姫路と姫路城」(『地方史研究』430号)

##### 〈自治体史〉

『姫路市史』第14巻別編姫路城(姫路市、1988)

『姫路市史』第5巻上 本編 近現代1(姫路市、2000)

『姫路市史』第5巻下 本編 近現代2(姫路市、2002)

##### 〈報告書類〉

文化財保護委員会 1960「文化財保護法制定前の文化財の保護をめぐる座談会」

奈良文化財研究所 2017「近世城跡の近現代 平成28年度遺跡整備・活用研究会報告書」

高松市・高松市教育委員会 2009「高松城史料調査報告書」

高松市・高松市教育委員会 2023「高松松平家歴史資料近代資料群調査報告書(写真・地図)」

高松市 2022「史跡高松城保存活用計画」

## 第2節 高松市の弥生時代青銅器

吉田 広 (愛媛大学ミュージアム)

西からの武器形青銅器の分布と東からの銅鐸分布が重なる香川の青銅器文化については、その重複の顕著な西讃・中讃地域を中心にこれまで度々論及し(吉田2004a・2010a等)、講演(吉田2024)ではその成果を踏まえながら高松市域のあり方を解説した。本稿では、その高松市の弥生時代青銅器(図1)について再論詳述する。

### 1 西からの武器形青銅器

西からの武器形青銅器流入に先んじて、朝鮮半島に起源する有柄式磨製石剣が高松に及んでいる。江戸時代に庵治沖で引き揚げられた石剣であり、その詳細が絵図とともに江戸時代以来多く残されてきた(吉田2025)。松山平野重信川以南にまとまった出土がある一方、以東に及んだ完形品は本例のみで、有柄式磨製石剣さらには初期弥生文化の広がりを示す重要な資料となっている。

有柄式磨製石剣に続いて細形の武器形青銅器が東進する中、香川では中期初めに限定できる丸亀市中ノ池遺跡銅剣破片(船築編2006)、まとまった埋納例とみられる観音寺市藤の谷銅剣3本(吉田1995)があり、高松市でも牟礼町羽間西ノ谷で1本、西植田町剣山下2本の存在が報告されている。ただし、後者は「西植田山下出土一大原神社蔵」と「西植田出土一松原保太郎蔵」として2本が集成等にあげられているものの(福家1965、東京考古学会編1965、樋口編1974等)、形状等の言及はなく銅剣自体の詳細が不明で(吉田2004b)、高松市内での細形銅剣

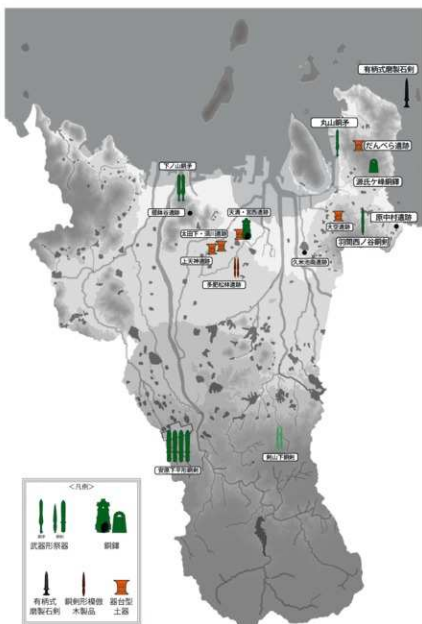


図1 高松市の弥生時代青銅器

出土を現在確認できるのは、羽間西ノ谷のみである。

羽間西ノ谷銅剣は現存剣身長 24.9cm、莖長 2.1cmを測る細形銅剣である(図2-1)。関部双孔の存在も中四国地方以東の細形銅剣に共通するが、突起・剣方がなく、樋先端から関に到るまで一連の研ぎにより直線的な刃部を形成し、脊上も同様な研ぎが莖にまで及ぶ。また、剣身が左右表裏に湾曲し、器表面に地金の黄銅色が覗く。これらを出土後の研ぎ込みによる改変を被った結果と捉え、剣方下の元部に刃部研磨が及びその脊上にも鐮の立つ細形Ⅱ式b類銅剣が本来の形状(図2-2)であったと推定復原した(吉田2004b)。

細形銅剣自体はこの羽間西ノ谷例のみと限られながら、その流入に対応した青銅器文化在地化の一面として、模倣品である銅剣形木製品を多肥上町の多肥松林遺跡(山下編1999)に2例見いだすことができる。ほぼ完形の1号木製品(図2-3)はS R 01(Ⅲ区)D層出土で弥生時代中期のヒノキ材製。明らかな剣方、xタイプの研ぎの表現、関部双孔等があるが、身は扁平板状。他方の2号木製品(図2-4)は、Ⅵ・XⅡ区S R 01・02出土で時期はやはり弥生時代中期。コナラ属アカガシ亜属製。身中位の断片であるが、脊上剣方下端位置の段差が表現され、関部双孔の1孔も残る。何より身断面形状において、円柱状脊部と板状の翼からなり(写真1)、銅剣を良く模倣している。同様の模倣程度の銅剣形木製品は瀬戸内海対岸の岡山県南方遺跡にも見出せ、一定量の細形銅剣流入と、近畿地域での石製模倣の卓越といった状況とはまた異なる、木製による銅剣の忠実な模倣という、中部瀬戸内地域独自の青銅器文化の在地化様相を窺える(吉田2014)。

細形に続く中細形の武器形青銅器は、香川県内では普通寺市瓦谷にまとまった出土を見るが、他には高松市庵治町円山に中細形銅矛が1点あるのみ。江戸時代に標高34m程度の山頂から出土したとされる(長町1915)。現存長61.8cmで、樋の横断面形状は一貫して匙面状を呈するが、袋部下端の節帯は段状を残し、裾広がりとならず、耳も孔が開き、中細形b類銅矛に位置づけられる。これに続く中広形銅矛も、三豊市辻西銅矛とともに、高松市内にも郷東町下ノ山山林銅矛2本がある。高松平野北端、瀬戸内海に臨む石清尾山北麓の標高約110m付近のテラス状緩傾斜地出土で、うち1本はイタリア東洋美術国立博物館へ寄贈され、東京国立博物館に残る1本は全長82.2cmの完形品である(松本・岩橋編1983、森田編2005)。

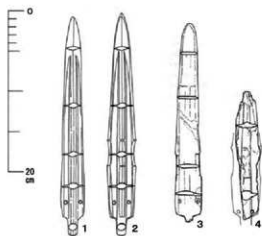


図2 高松市の細形銅剣と銅剣形木製品



写真1 多肥松林遺跡出土銅剣形木製品(図2-4)

## 2 東からの銅鐸

香川県内では、外縁付鈕2式から銅鐸流入が認められ、3例（普通寺市我拝師山C銅鐸・観音寺市古川銅鐸・坂出市明神原銅鐸）を現在確認できる。いずれも異なる銅鐸群（縦型流水文・横型流水文・無耳四区袈裟禪文）に属し、異なる製作集団からの供給を受けていたことになり、銅鐸分布圏形成過程における一様でない錯綜した需給関係の存在を読み取ることができる（吉田2010a）。続く扁平鈕式古段階は、いずれも小型扁平な四区袈裟禪文の銅鐸を2例（綾川町内間銅鐸・小豆島町安田銅鐸）数える。この段階まで、高松市内での銅鐸出土はない。

次の扁平鈕式新段階に到って市内唯一の出土を確認できる。牟礼町牟礼・源氏ヶ峰銅鐸である。1904（明治37）年に八栗寺から志度に通じる道路開墾中に出土したとされるが、出土の詳細は不明である（上原1924）。袈裟禪文区画内の出土後の打ち割りや鈕銜掛け部の脱落によりその外周に沿って円形足掛孔の並ぶ様が目立つが（写真2）、六区袈裟禪文銅鐸の中でも身が扁平で区画内を研磨あるいは研削する等の特徴をもつ名東型の銅鐸群（難波2003）の一つである。香川県内にはこの他にも2例（普通寺市旧練兵場銅鐸・まんのう町吉野銅鐸）の出土があり、さらには徳島県でも3例の出土を数え、香川・徳島の東部瀬戸内に偏った分布を示す銅鐸群で、同様の傾向は亀山型銅鐸群にも指摘されている（難波2003）。その他、扁平鈕式新段階銅鐸が香川県内には広がり（横帯分割型の普通寺市大麻山銅鐸、正当派六区袈裟禪文の三木町白山銅鐸・三豊市羽方西ノ谷銅鐸）、出土地は明確でないながら、著名な絵画銅鐸である、椀ヶ丘4・5号鐸型の伝香川銅鐸も、この段階の所産である。



写真2 源氏ヶ峰銅鐸

## 3 瀬戸内の青銅器

中期後集段階になると、特徴的な形状の平形銅剣が香川・愛媛に広がりを見せる。詳細不明も含め、香川では53本（うち1式は瓦谷の2本）、愛媛では45本（I式9本）の出土を数え（吉田2008）、数の上からは香川に重心があることは密度分布分析でも明瞭となっている（吉田2023等）。ただし、香川県域では地域内に東西からの扁平鈕式銅鐸や中広形銅矛が混在し、ときに作出する場合もある（羽方西ノ谷扁平鈕式新段階銅鐸）のに対し、愛媛県松山市では道後城北地域に平形銅剣が局所的・排他的に集中する。加えて、平形銅剣出土地に近接した文京遺跡においては、凹線文に象徴される中部瀬戸内に由来する土器製作技術をもった成員の参画を得て、大規模密集型集落が平形銅剣と同時期に形成され、九州島東海岸に沿った南九州に到る地域との往来や、さらには北部九州から大陸へと及ぶ交渉など、多方面の交流往来が想定されている。このような人の移動を含めた地域社会の再編の中、新たな地域的結合の象徴的存在として地域型青銅器たる平形銅剣が文京遺跡の地で倒出され、その青銅器祭祀を集落成立の参画成員の故地と想定される東方香川でも積極的に受容したのが、平形銅剣の広がりであったと考える（柴田2009、吉田2023等）。

その平形銅剣が、普通寺・丸亀平野ほどではないながら、高松市内にも及んでいる。香川町安原下倉上下的下倉八幡神社に神宝として奉納された平形銅剣である（香川町誌編集委1993）。火災によって10点の破



写真3 下倉八幡神社蔵銅剣

海を望む円山で出土していることと対照的に捉えることができる。そして、同様のあり方は、高松平野最奥部を西から東に進み、津田川水系の中流部にあたるさぬき市石田東における平形銅剣3本の出土に連続する。北部九州おそらく春日市須玖遺跡群において生産された銅矛が、高松平野周辺では瀬戸内海を東進して臨海部に点々と出土を見せるのに対し（吉田 2013）、平形銅剣は内陸域を西から東へと広がりを見せたことが推察される。

片になっているが、下半の棘状突起部は3点しかない一方で鋒部は確実に4点認められることから（写真3）、本来4本の平形銅剣が存在したと復元される。いずれも棘状突起の張り出しの大きい、平形Ⅱ式銅剣である。

下倉八幡神社（写真4）は高松空港の南側、国道377号を南に少し入った西面する山裾、標高約150m前後に鎮座する（写真5）。下倉八幡神社を右に見て国道377号を東進すると標高168mの下倉峠にすぐ入り、そこを下ると塩江街道・香東川上流部につきあたる。つまり、下倉八幡神社は高松平野・香東川水系とは分水嶺を画した西側綾川水系の最上流部にあたり、平形銅剣の出土地も神社近傍の綾川上流域が想定される。

高松市内にあるとは言え、香東川水系でないことは高松平野における平形銅剣の流入とまで積極的に評価できない。ただむしろ、内陸部における平形銅剣到達については、既に触れた同時期中の広形銅矛が瀬戸内海を望む下ノ山山林で、それを溯る中細形銅矛もやはり瀬戸内



写真4 下倉八幡神社



写真5 下倉八幡神社位置（正面宅奥山裾）

#### 4 弥生時代後期の青銅器

弥生時代後期になると、祭祀に用いられた完形の青銅祭器の明白な出土例を香川県域で見いだせなくなり、対岸の岡山や山陰とともに、弥生時代後期には青銅器祭祀を停止した地域の一画に香川県域も含まれることになる。替わって、銅鏡（鏡片・小型倣製鏡）や銅鏃、巴形銅器、銅鋤先等の小型青銅器が香川でも出土する中（吉田 2010a 等）、高松市内に興味深い出土例がある。

まず、林町の空港跡地遺跡出土の小型銅鑿（図3・写真6）である。出土遺構はSRa01で時期は弥生時代後期（木下編 2002）。現長 3.1cm、刃幅約 0.8cm、基部幅約 2.0cm。最大幅は基部よりやや上位にあるが 2.1cm 程度で身最大厚約 0.6cm の小型品である。表裏両面とも、左右に武器形青銅器槌先端部が残り、その周辺破片の鋒側に、幅 1cm に満たない刃を新たに研ぎ出した再加工品である。刃部には縦方向の擦痕がよく残り、鑿状に使用したことを窺える。また、断面菱形頂部を平坦に研ぎ落とした面が三角形状に広がり、この部分は着柄を意図した再加工と見られる。原形青銅器は、身厚から銅矛でなく銅剣に限定でき、左右槌先端間距離すなわち脊幅が 1.3～1.4cm を測り、中細形 C 類銅剣でも 1.0～1.3cm 程度であることを勘案するとさらに大型となり、類似は身上半を欠いた 1 例（兵庫県正法寺山銅剣）のみながら、中細形 D 類銅剣しか該当がない（吉田 2010b）。なお、基部を詳細に観察すると、銅剣身に直交するよう溝状に両面から擦り切りを施した痕跡があり、使用時の折損等をそのまま利用したのではなく、より意図的に銅剣を破断分割していることがわかる（吉田 2025 予定）。

原形自体は中細形 D 類銅剣と弥生時代中期に溯りながら、その破片が弥生時代後期に到ってもなお小型青銅器の素材として流通していたことになる。同様の弥生時代後期の諸例も、愛媛県久米高畑遺跡細形銅戈転用銅鑿・広島県大槓 3 号遺跡中細形銅戈転用銅鑿・高知県西分増井遺跡中広形銅矛転用銅鑿と確実に存在し、鳥取県青谷上寺地遺跡近畿型銅戈片は転用前の事例だろう。武器形青銅器破片を小型青銅器素材として使用することは、弥生時代中期さらには前期に溯って広く認められ（吉田 2010b・2025 予定）、それを可能とした青銅器片の安定的供給が想定されなければならない。武器形青銅器の鋒が折損した場合でも再生研磨がほとんど行われなかったことは、3D デジタルレプリカを用いた実験により論証しており（吉田・塚本 2014、吉田 2021）、再生しない破損武器形青銅器のさらなる意図的分割小片化が、再度の鑄造用原材料あるいは小型利器素材の供給源となったことを、強く推察している。

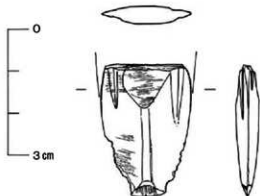


図3 空港跡地遺跡出土銅鑿



写真6 空港跡地遺跡出土銅鑿

対して、後期に製作された大型青銅祭器の破片が松縄町の天満・宮西遺跡で出土した銅鐸破片である。出土遺構は弥生時代後期の自然流路ながら、底部直上の粘性の高い土層からの出土で、上流域からの流入ではなく出土地点周辺から廃棄されたと推定されている（波多野・難波 2017）。

これまでの銅鐸破片の多くは、耳部など手に取まる程度の小破片が大半である中、本例は高さ 49.5cm・幅約 34.5cmを測る、身裾部と第 4 横帯までが残る銅鐸下部の大型破片である。第 4 横帯と中縦帯にそれぞれ 3 条の軸突線をもち、近畿式銅鐸最終段階の突線鈕 5 II 式に属し、裾部に鹿ないし鳥の絵画を鑄出している。破片重量は 4.1kg に及び、高さ 40cm 強の扁平鈕式新段階六区袈裟禪文銅鐸 1 個より重いという。身下部でこの大きさ・重さであるから、本来は総高 1m を超える、大量の青銅を要した大型品であったことが明らかである。

このような大型青銅祭器が祭器として奉じた例を確認できない香川の地で破片となって出土していることは、青銅素材としての転用を意図した持ち込みとみなすべきだろう。破断面の大きな湾曲や多くのスナナ状の凹凸が広がる器表面の状況も、素材獲得という意図的破壊に起因する可能性を考えて良いかもしれない。さらに、そうでありながら結果的には廃棄されたような出土状況は、青銅器祭祀の終焉を一層強く物語っているとも言えようか。

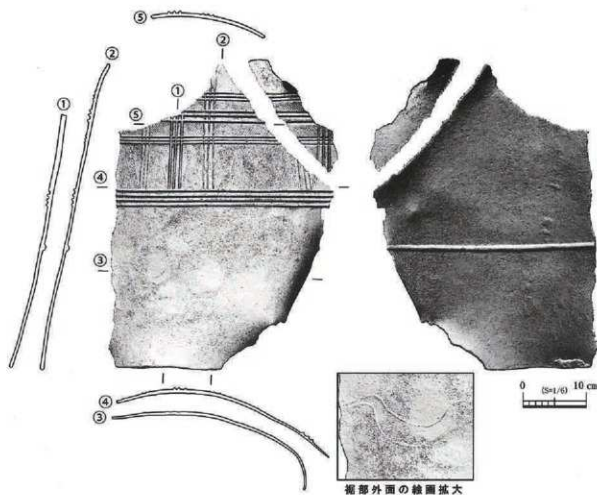


図4 天満・宮西遺跡出土銅鐸片



## おわりに

高松地域の弥生時代青銅器は、香川県内において西讃・中讃岐地域に集中を見る中で、数量的には決して多くはない。しかし、東西の青銅器文化の重なりにある香川の青銅器というあり方において、基本的に共通する様相を改めて確認できた。西からの細形銅剣の流入と模倣、それに先んじた有柄式磨製石剣完品の到達。1例のみながら東からも銅鐸を受容している。中期後葉の地域型青銅器の段階にあっては平形銅剣が確実及んでいる。ただし、銅矛が沿岸域に点在するのに対し、平形銅剣は高松では内陸部に偏っていた。そして、後期には青銅器の一部の具体的利用方法として、小型利器への転用例の継続と、おそらく原材料として入手したと思われる大型銅鐸破片の廃棄という、これまた特徴的な青銅器文化の終焉状況が存在した。

なお近年、鉛同位体比分析に基づく積極的論及において、高松平野における弥生時代から古墳時代への青銅器生産を連続的に捉える見解も提起されている（岡村 2024）。すなわち、鉛同位体比が領域 A に属する石清尾山猫塚古墳の漢鏡 3 期後半の連弧紋銘帯鏡、鶴尾神社 4 号墳の漢鏡 4 期後半の「漢有善銅」銘方格規矩四神鏡と、高松への継続的な前漢鏡の流入は円山中細形銅矛や下ノ山山林中広形銅矛と一連のもので、そこに北部九州を介した青銅原料の東方波及も伴い、平形銅剣の生産、高松における青銅器生産開始を想定し、鉛同位体比が領域 a に転じても青銅原料入手は継続され、古墳出現期にも特徴的な猫塚古墳鉄剣形銅剣の鑄造にまで継続したとするものである。上述の後期の青銅器破片の利用と廃棄の一方で青銅器生産が果たして継続していたのか、時間的懸隔の正確な把握、猫塚古墳銅剣と弥生時代青銅器との関係性の詳細検討を経て、改めて詳論しなければならぬ。

### 【参考文献】

- 上原準一 1924 「六万寺の銅鐸—讃岐考古小録—」『考古学雑誌』第 14 巻第 6 号
- 岡村秀典 2024 「倭女王冊封以前の鏡と青銅器原料」『黒川古文化研究所紀要 古文化研究』第 23 号
- 香川町誌編集委員会 1993 『香川町誌』、香川町
- 木下晴一編 2002 『空港跡地遺跡 V』、香川県教育委員会
- 柴田昌晃 2009 「松山平野における弥生社会の展開」『国立歴史民俗博物館研究報告』第 149 集
- 高松市埋蔵文化財センター 2021 『牟礼・庵治の弥生時代』
- 東京考古学会編 1965 「日本青銅器発見地地名表」『考古学集刊』第 2 巻第 4 号
- 長町彰 1915 「讃岐国銅剣銅鐸発見地」『考古学雑誌』第 6 巻第 3 号
- 難波洋三 2003 「徳島市出土の特徴的な銅鐸について—亀山型と名東型—」『徳島市立考古資料館開館 5 周年記念シンポジウム 銅鐸の謎をさぐる』、徳島市立考古資料館
- 波多野高・難波洋三 2017 「天満・宮西遺跡」『高松市内遺跡発掘調査概報—平成 28 年度国庫補助事業—』高松市埋蔵文化財調査報告第 179 集
- 樋口隆康編 1974 「弥生時代青銅器出土地名表」『古代史発展 5 大陸文化と青銅器』、講談社
- 福家惣衛 1965 『香川県通史 古代中世近世編』、上田書店
- 船業紀子編 2006 「中の池遺跡—第 12 次調査—」、丸亀市教育委員会・（財）元興寺文化財研究所
- 松本敏三・岩橋孝編 1983 『讃岐青銅器図録』、瀬戸内海歴史民俗資料館
- 森田礼子編 2005 『東京国立博物館図録 弥生遺物篇（金属器）増補改訂』、中央公論美術出版
- 山下平重編 1999 『多肥松林遺跡』、香川県埋蔵文化財調査センター
- 吉田広 1995 「観音寺市栗井町藤の谷出土の銅剣」『香川考古』第 4 号
- 吉田広 2004a 「武器形青銅器の祭祀」『季刊考古学』第 86 号
- 吉田広 2004b 「木田郡牟礼町羽間西ノ谷出土の銅剣」『香川考古』第 9 号
- 吉田広 2008 「平形銅剣をめぐる諸問題」『地域・文化の考古学—下條信行先生退任記念論文集—』、下條信行先生退任記念事業会

- 吉田広 2010a 『銅鐸分布圏における武器形青銅器の実相に関する包括的研究』平成 20 年度・平成 21 年度愛媛大学法文学部人文系担当学部長裁量経費研究成果報告書、愛媛大学ミュージアム
- 吉田広 2010b 「弥生時代小型青銅利器論—山口県井ノ山遺跡出土青銅器から—」『山口考古』第 30 号
- 吉田広 2013 「瀬戸内の銅矛」『私の考古学 丹羽佑一先生退任記念論文集』、丹羽佑一先生退任記念事業会
- 吉田広 2014 「弥生青銅器祭祀の展開と特質」『国立歴史民俗博物館研究報告』第 185 集
- 吉田広・塚本敏夫 2014 『3D レプリカを用いた弥生時代武器形青銅器のライフサイクルの復元実験研究』平成 23 年度～平成 25 年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金（基盤研究（C）））成果報告書、愛媛大学ミュージアム
- 吉田広 2021 「銅剣の形の変化」『技と慧眼—塚本敏夫さん還暦記念論集—』、塚本敏夫さん還暦記念論集事務局
- 吉田広 2023 「平形銅剣の生産と播布」『季刊考古学・別冊 41 四国考古学の最前線』、越山閣
- 吉田広 2024 「讃岐の青銅器文化—高松市域を中心に—」（高松市埋蔵文化財センター令和 5 年度文化財連載講座「探求！たかまつ遺産」第 2 回 弥生時代 2024 年 1 月 20 日）
- 吉田広 2025 「『聡満園集古帖』所収資料にみる考古学への系譜—弥生時代武器形品の検討から—」『国立歴史民俗博物館研究報告』第 250 集
- 吉田広 2025 予定 「武器形等の青銅器からみた淡路島」『松帆銅鐸調査報告書Ⅲ—調査研究編 2—』、南あわじ市教育委員会

【挿図出典】

- 図 1：高松市埋蔵文化財センター 2021、図 2：吉田 2004b、図 3：吉田 2010b、図 4：渡野・難波 2017  
写真 1・4～6：吉田撮影、写真 2：松本・岩橋編 1983、写真 3：香川町誌編集委 1993

### 第3節 城郭石垣の「歴史考古学」的研究の奨励

下高 大輔（熊本博物館）

#### はじめに

本稿は、高松市創造都市推進局文化財課・高松市埋蔵文化財センター主催の令和5年度文化財連載講座「探求！たかまつ遺産」（令和6年2月24日）における講演「高松城と熊本城の石垣研究最前線！」の中で、高松城と熊本城の最新の石垣編年構築に伴う石垣の見方・考え方を中心にまとめたものである。これまでであるようでなかった「歴史考古学」的手法に基づく城郭石垣の見方・考え方をこの場を借りて再度提示する。

なお、本稿は、これまで筆者が発表してきた以下の文献に基づき、特に2020・2023a・2023b・2024文献からの転載・再編の上、一部加筆したものであることお断りしておく。

2013「兵庫城石垣と城郭石垣研究の課題と展望」『ヒストリア』第240号 大版歴史学会

2015「彦根城石垣普請工程解明の基礎的作業」『織豊城郭』第15号 織豊期城郭研究会

2017「豊臣城郭の石垣変遷—城郭石垣変遷が示す豊臣政権—」『織豊城郭』第17号 織豊期城郭研究会

2018「倭城の石垣面に関する覚書—二種類の石垣が示す豊臣政権直轄普請—」『織豊城郭』第18号 織豊期城郭研究会

2020「熊本城の石垣変遷」『特別史跡熊本城跡総括報告書 調査研究編 第2分冊』熊本市熊本城調査研究センター

2021「肥前名護屋城を中心とした「五畿内同前」考—九州への織豊城郭石垣導入に関する再検討—」『公益財団法人鍋島報効会研究助成 研究報告書 第10号』公益財団法人鍋島報効会

2022a「豊臣系城郭石垣の提唱—認知のための基礎的作業—」『西国城館論集IV』中国・四国地区城館調査検討会

2022b「肥後加藤・細川家の支城体制の変遷とその意義—支城石垣年代観の再検討から—」『地域における支城制の意義とその変化の様相』（資料集）1617回 徳島・池田例会実行委員会

2023a「織豊城郭石垣の編年の研究—城郭石垣研究の理論的整理—」『織豊城郭』第20号 雄山閣

2023b「高松城における石垣編年」『史跡天然記念物屋島IV—石材産地としての屋島—』高松市教育委員会

2023c「本編 第二章 第一節 熊本城の石垣—歴史考古学による最新見解—」・「総論 熊本城とその支城—石垣と瓦の考古学—」『清正から受け継いだ名城—加藤忠広と熊本城—』（2023年度秋季企画展図録）熊本博物館

2024「熊本城からみた関連城郭石垣の年代観」『清正から受け継いだ名城—加藤忠広と熊本城— 成果報告集』（2023年度秋季企画展）熊本博物館

#### 1. これまでの城郭石垣の見方・考え方と問題の所在

これまで、高松城や熊本城を含めた近世初期（織豊期）段階の城郭石垣の年代観を把握する際は、直方体の石材を長短交互に積み上げる「算木積み」であるか否か、あるいはその完成度に注目した「隅角部」を中心とした観察となっていた（北垣聡一郎 1987 等）。また、石垣の勾配や、熊本城の石垣の特徴とさえいわれてきた「反り」・「高さ」にも着目されてきた（熊本市熊本城調査研究センター 2020）。

ところが、こうした観察視点による城郭石垣のこれまでの多くの検討内容を振り返ると、石垣が構築された後に「修理」という事実認識・概念が不足している感が否めず、現在目にすることができる形状が基底部から天端部まですべてが一時期の構築物であることを前提としているような印象を受ける。その際、「修理を

示す文献史料・絵図が検討対象石垣には存在しない」という条件が散見される。文献史料・絵図は必ずしもすべてが遺されているとは限らず、文献資料の有無等を前提とした遺構の解釈は、考古学の立場から言えば眼前に実在している遺構観察を軽視した「誤った歴史時代の考古学」と言っても過言ではない。例えば、石垣遺構をベースとした勾配による構築年代把握等のための検討であれば、観察対象の石垣が部分修理のない完全な構築当初の石垣であることを前提とすべきである。これは石垣を部分修理する際は、ほとんどの場合で構築当初の勾配に加えて修理時の勾配が出現し（正確にはこれらの間に構築当初石垣の変形勾配も存在）、それらが一つとなり現在目にすることができる最終的な勾配となっているためである。管見の限り、現役（地上に露出した）石垣で、天端まで完全な状態で近世初期（織豊期）段階の構築当初の石垣が現存している事例は極めて少ない。よって、修理の有無を把握するため、あるいはそれが検証された上での勾配の検討であるならば意味を成すが、現状の石垣残存事例からすると「反り」・「高さ」については残念ながら年代観を決定付ける主要素にはなり得ない。また、「算木積み」の完成度は観察者によって判断が分かれる微妙な事例が存在することや、「算木積み」の有無は二分類が限界となる等の課題もある。加えて、発掘調査で検出される石垣の大半は、「隅角部」ではなく「築石部」であり、遺物が伴わなければ年代観を付与することは困難となるのが考古学の立場ということになる（拙稿 2013）。

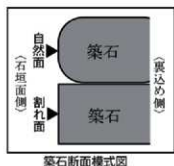
そして、これらは石垣の部分的把握・特徴的部位の把握となるため、一城郭遺跡内での石垣遺構の悉皆的把握ないし複数の城郭遺跡間での比較検討には不十分な観察視点と言わざるを得ない。全国的に蓄積されつつある城郭遺跡における石垣遺構の悉皆的把握成果となる「石垣台帳」「石垣カルテ」への石垣の年代観が明記されていない（できない）事例が多々存在する要因としては、こうした石垣の部分的把握・指標を前提とした石垣編年が示されてきたことによるものと考えて差し支えないだろう。

一方で、城郭石垣の研究は、荻生徂徠による「野面」「打込ハギ」「切込ハギ」という江戸時代の分類・変遷にまで遡ることは言うまでもなく（拙稿 2023a）、未だにこの石垣の見方・考え方は現代でも採用されており、「野面だから古い」といった考え方が根強いが、石垣の解体調査成果から実際にはそうとは限らない。

以上の石垣の見方・考え方は、主に民俗学・建築史学による研究成果の影響を受けて、それをそのまま遺構を取り扱う考古学分野が無批判に石垣残存遺構に当てはめようとした結果と考える。ここで注意を要するのは、民俗学・建築史学の方法論や研究成果を批判・否定するものではなく、石垣を遺構として扱うべき考古学側の研究姿勢に問題があると考えている。

## 2. 高松城と熊本城の最新の石垣の見方・考え方

筆者は2013年以来、城郭石垣、とりわけ織豊城郭石垣（＝近世初期城郭石垣）の考古学的手法を意識した研究に取り組んできた。まずは、地表面に露出していた石垣資料（二次資料）に基づいた既存の石垣編年に、発掘調査で検出された石垣遺構（一次資料）を当てはめ過ぎではないかという疑問を呈した（拙稿 2013）。つまり、出土遺物や層序を伴う石垣資料が増加しているながらも、石垣立面の様相のみを、二次資料により組み立てられた既存の編年案に当てはめているということである。発掘調査資料を基礎とした一次資料による石垣編年構築の必要性を提言している。加えて、石垣遺構を理解する上で、石垣立面のみならず、背面や基礎を含めた構造体としての三次元的検討の必要性についても述べている。そして、これまでの城郭石垣の既往の研究で、石垣の勾配・高さや「算木積み」の完成度など様々な観察視点が提示されてきたことに対して、観察視点の取捨選別とそれを行う上で、土器・陶磁器などのほかの考古遺物の検討の際と同様の視点で、そ



築石断面模式図

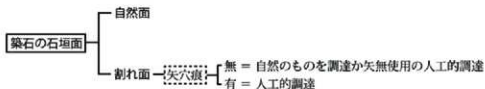


図1 築石の石垣面に関する自然面と割面の認識概念図 (拙稿 2021)

の製作（形成）過程を想定した上での検討手順を示している（拙稿 2015）。しかし、検出石垣事例の増加の一方で、先述した構造体としての三次元的検討には資料的制約が多いことに変わりがなかった。そこで、まずは一次資料（それに準じた資料も含む）による石垣面（いしがきづら）の変遷の整理に取り掛かり、従前の分類としての「野面」と一括りにされる傾向があった慶長期以前の石垣（＝織豊城郭石垣）を細分する視点を提示している（拙稿 2017・2018・2021・2022a）。これにより、江戸時代以来の「野面」「打込ハギ」「切込ハギ」の三分類により判断に迷う石垣面の様相を整理している。この一連の研究は、これまで石垣の「隅角部」における「算木積み」の完成度や角脇石・反りの有無などを中心に検討・考察が行われてきた石垣研究に対して、石垣構造体でよく目にするのできる大部分が「築石部」であり、なおかつ、発掘調査で検出される事例も「隅角部」が欠損した「築石部」が多いことを指摘し、「築石部」の様相から石垣の年代観を導き出そうとする試みとなる。だが、この検討はあくまでも「築石部」の大部分を構成する築石そのものに限定しての観察視点であるため（図1）、築石以外の要素である間詰石などについては言及できていなかった。そこで、これまで筆者が検討してきた織豊城郭石垣の石垣面について、築石以外の要素も含めて（図2）、即物的に石垣の年代観を把握するための視点と手順を整理している（拙稿 2023a）。その上で、概ね全国一律で変遷する「公儀の普請城郭石垣編年」（＝「全国編年」）を提示し（図3）、主に寛永年間（1624～1644）後期以降で各地において独自に変遷する各大名居城の石垣を含めた「地域編年」構築の必要性に言及している。

最新の高松城の石垣編年（拙稿 2023b、図4・5）や熊本城の石垣編年（拙稿 2020、図6）<sup>1</sup>は、「公儀の普請城郭石垣編年」（＝「全国編年」）とクロスチェックした「地域編年」という位置付けとなる。

以下は最新の石垣編年構築のための具体的な石垣の見方である。

まずは、観察対象石垣の修理の有無を判断する。その際、築石の加工度や積み方、築石以外の要素が少ないか存在しないことで、構築当初の石垣との境に目地を見出して修理範囲を推定する。その上で構築当初の石垣を抽出し、間詰石（まづめいし）・間石（あいし）・挟み石（はさみいし）といった築石以外の石垣構成要素（図2）の状況を把握する。

次に、構築当初の石垣に対して、



図2 石垣面の構成要素 (拙稿 2023b)

観察視点から築石以外の構成要素を取り除いて築石のみでの水平方向の目地の有無、その要因となる築石の方形石材の有無を中心に把握する。ここで重要なことは築石のみでの観察ということである。これは、石垣を構築する際のほとんどの場合が、一段ずつ積み上げていくために築石に方形石材がなかったとしても、築石以外の要素を含めて水平に積み上げていくのが通常であるため、これらを以っていわゆる横目地が通るのは当然だからである。

こうした視点で「築石部」を把握した上で、「隅角部」の「算木積み」の有無を補助的に照らし合わせるという方法で、熊本城石垣は最低でも9類・7期（うち、熊本城石垣6期を現状で3細分設定）、高松城石垣は最終的に12類・4期（表1）を設定している。そして、史料をもとに実年代（熊本市熊本城調査研究センター2019、高松市教育委員会2016等）を付与して編年している。

## おわりに

「歴史考古学」の手法とは、考古学の手法論を構成する「機能論」・「層位論」・「型式論」・「分布論」を用いて「遺構」等の「相対年代」（＝新旧関係）を把握した上で、当時の人々が書き残した文献（一次資料）等から「絶対年代」（＝実年代）を付与するものといえる。

これを遺構である石垣に当てはめると、①石垣面を構成する部品となる「築石」・「間詰石」・「間石」・「挟み石」を把握する（「機能論」）。②築石の加工・整形度から積まれた状態における水平目地の有無を把握する（「層位論」）。このことは土の堆積状況を観察する視点の援用となる。③これらで把握した特徴別石垣を一型式とみなして、一定の原理に従って配列する（「型式論」）。④こうして把握した型式が遺跡である城郭のどこにどれだけ展開しているのかを把握する（「分布論」）。以上四つの手法から石垣構築の時期差や新旧関係を把握し（「相対年代」）、築城・普請・修理に関する文献資料を基に実年代を付与する（「絶対年代」）、といった具合である。

熊本城では、「平成28年熊本地震」に伴い「奇跡の一本石垣」として全国的に報道された飯田丸五階櫓の石垣復旧を考える際（2019年以降）から、この手法が採り入れられるようになり、その後の城跡内での石垣解体調査（発掘調査）成果とも矛盾がないことがわかり始め、現状の石垣復旧事業でも本編年は有効である。また、直近ではこの石垣の見方・考え方が引用された唐津城（佐賀県唐津市）の石垣編年も提示されている（唐津市教育委員会2024）。既往の石垣の見方・考え方は年代観が特定できなかった石垣に年代観が付与されており、この見方・考え方が有効であることが証明されつつある。

ただし、この手法により把握した内容は、あくまでも外科手術として位置付けられる石垣解体調査（石垣背面や基礎を含めた発掘調査）前の内科的診断となるため、外科手術により詳細なデータが得られた際は、随時再検討されるべきものである。

なお、「歴史考古学」による「石垣研究」とは、矢穴痕を対象とした「採石」工程ではなく、石垣という構造物に至らしめる「積み」工程の検討こそが中心となることは言うまでもない。今後、同様の手法による「積み」工程に関する「時間軸ありき」の議論が活発になることを期待したい。

1 その後、各期石垣の分布域については詳細調査成果に基づいて順次更新・修正している（熊本市熊本城調査研究センター 2021、熊本市・熊本日日新聞社 2022、嘉村哲也・佐伯孝央・下高大輔 2023）。また、熊本城石垣 1期については再検討の必要性を提示している（拙稿 2022b・2023c・2024、嘉村哲也・佐伯孝央・下高大輔 2023）。

## 引用文献

- 嘉村哲也・佐伯孝央・下高大輔 2023「熊本城石垣履歴からみた欠穴窟の変遷—石垣履歴の修正と採石技法把握のための基礎的作業—」『熊本城調査研究センター年報九 令和4年度』熊本城調査研究センター
- 唐津市教育委員会 2024「第7章 考察 第2節 唐津城跡における石垣変遷」『唐津城跡本丸5』
- 北垣聰一郎 1987『石垣普請（ものと人間の文化史 58）』法政大学出版局
- 熊本市熊本城調査研究センター 2019『特別史跡熊本城跡総括報告書 歴史資料編』
- 熊本市熊本城調査研究センター 2020『熊本城研究史』『特別史跡熊本城跡総括報告書 調査研究編 第1分冊』
- 熊本市熊本城調査研究センター 2021『熊本城解体新書』その1（パンフレット）
- 熊本市・熊本日日新聞社 2022『過去の修理から見る石垣』『復興熊本城』vol. 6
- 高松市教育委員会編 2016『史跡高松城跡（地久櫓台石垣整備）』

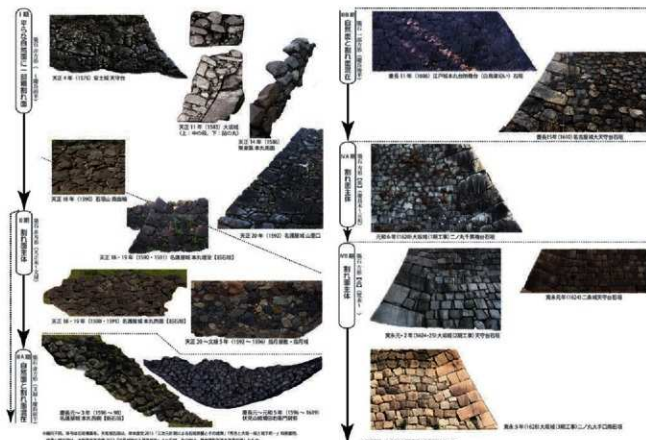


図3 公儀の普請城郭の石垣面変遷（拙稿 2023a・b）

表1 高松城石垣類型別特徴一覧 (拙稿 2023b)

石垣類型	築石				築石以外			積み方	分布域	石垣構築年		時期区分		
	面構相	水平目地	面輪郭	石材種	間詰め石	間石	挟み石			西暦	和暦	時期区分		
												1期	2期	3期
1類	自然面+	×	非方形	複	○	○	○	乱積み	本丸・二ノ丸・桜ノ馬場	1602~1610	慶長7~15	生駒期普請	1期	
2類	平らな自然面と割れ面	×	非方形	複	○	○	○	乱積み	桜ノ馬場田大手口					
3類	割れ面+	○	方形+	複	△	○	○	整層積み	桜ノ馬場	1611~1624	慶長16~元和	生駒期修繕	2期	
4類	自然面+	×	非方形	複	○	○	×	乱積み	東ノ丸・北ノ丸以外	1644~	寛永21~	松平期修繕	3期	
5類	割れ面+	×	非方形+	複	○	○	×	乱積み	三ノ丸東側・東ノ丸	1671~	寛文11~	松平期増改築		
6類	割れ面+(スタレ伏加工)	×	非方形	単	○	△	×	乱積み	北ノ丸・三ノ丸・桜ノ馬場					
7類	割れ面+(スタレ伏加工)	×	非方形	単	×	△	△	切石積み	旭御門枳形	1707~方	宝永4~方	松平期修繕		
8類	割れ面+(スタレ伏加工)	○	方形+	単(花崗岩)	×	△	×	整層積み	二ノ丸檜台・東ノ丸檜台					
9類	自然面+	×	非方形	複	○	×	×	薄し積み横み	東ノ丸・北ノ丸以外				1期	
10類	自然面+	×	方形	複	×	×	×	薄し積み					近代以降	4期
11類	割れ面	×	方形(間知石)	単	×	×	×	薄し積み						
12類	割れ面	○	方形(間知石)	単	×	×	×	整層積み						
文化財石垣										1957~	昭和32~	河見期修繕~		

※+はそれ以外の要素を一部含む



図4 高松城の石垣面変遷図 (拙稿 2023b)





【熊本城石垣(1)】天保18～19年(1500～1501年)

加藤景康の築城人設計(書)に準拠した石垣(熊本・小川)



熊本石垣1号-南西面頭  
石垣築城、築立第一版  
※下段2・3段のみ

築石: 熊本内陸(水戸方面石材)  
築城者: 加藤景康  
築立者: 丹野木藤寿  
石垣長: (推測して)丹波石垣(石垣)主軸)

【熊本城石垣(2)】明治14～28年(1881-1900年)

石垣による現状築城(熊本城)



熊本石垣1号-南西面頭  
(本丸地区、大工町方向)

築石: 熊本内陸(水戸方面石材)  
築立者: 丹野木藤寿  
石垣長: (推測して)丹波石垣(石垣)主軸)  
[平石を笠瓦葺きとされた箇所あり]

【熊本城石垣(3)】明治11～12年(1876～1877年)

石垣による現状築城(筑後、熊本)



熊本石垣1号-南西面頭  
(中丸地区、新井町方向)

築石: 熊本内陸(水戸方面石材)  
築立者: 丹野木藤寿  
石垣長: 約480歩  
石垣高: 約3.5間  
[平石を笠瓦葺きとされた箇所あり]

【熊本城石垣(4)】延宝9～明治4年(1692～1871) ※石垣、築石以外の築城(築城計画)に準じて積み上げられた石垣(石垣)を  
身帯までの石垣に対する現状築城による現状・増築

- 熊本城の石垣の修復計画がほぼ完了したことに伴って、石垣帯から身帯までの石垣帯の修復計画と認識したためのもので、石垣による現状築城となる。
- 石垣帯(石垣)に準じて身帯までの石垣帯が構築されている点に留意して、石垣帯の築城計画と認識が崩れ、時期が部分別。

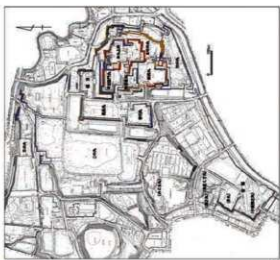
【熊本城石垣(5)】明治4年～明治25年(1871～1906)

石垣帯を主体とした石垣(書)としての現状築城(熊本城)

石垣帯を主体とした石垣(書)としての現状築城(熊本城)

- これまでの石垣帯の修復計画がほぼ完了したことに伴って、石垣帯から身帯までの石垣帯の修復計画と認識したためのもので、石垣帯による現状築城となる。
- 石垣帯(石垣)に準じて身帯までの石垣帯が構築されている点に留意して、石垣帯の築城計画と認識が崩れ、時期が部分別。

石垣帯を主体とした石垣(書)としての現状築城(熊本城)

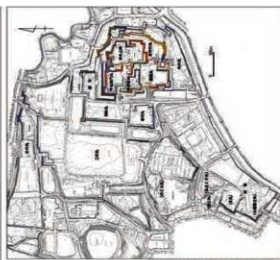


【熊本城石垣(4)】明治16～25年(1881～1924)

石垣帯を主体とした現状築城(熊本城)

熊本石垣1号-南西面頭  
(小工町中央部を中心とした箇所)

築石: 熊本内陸(水戸方面石材)  
築立者: 丹野木藤寿  
石垣長: 約480歩  
石垣高: 約3.5間  
[推測して丹波石垣(石垣)主軸)



【熊本城石垣(5)】明治25～28年(1925～1928)

石垣帯を主体とした現状築城(熊本城)

熊本石垣1号-南西面頭  
(本丸地区、本丸裏側(東丸)部分)

築石: 熊本内陸(水戸方面石材)  
築立者: 丹野木藤寿  
石垣長: 約480歩  
石垣高: 約3.5間  
[推測して丹波石垣(石垣)主軸)



熊本城の石垣帯は、明治16年(1881)に築城入寇を防止するための石垣帯に築かれていた。この石垣帯は石垣帯と認識されるため、この石垣帯の修復となる。しかし、明治16年から明治28年(1928)にかけて石垣帯が修復され、石垣帯が修復されるまでは修復されていないことから、熊本城の石垣帯の修復計画となる。

石垣帯を主体とした現状築城(熊本城)

石垣帯を主体とした現状築城(熊本城)

石垣帯を主体とした現状築城(熊本城)

石垣帯を主体とした現状築城(熊本城)

## 第6章 活用事業の成果について

### 石清尾山山塊採集資料の紹介

高上 拓

#### はじめに

本稿では、石清尾山山塊で採集され、高松市歴史資料館に寄贈された資料群の紹介を行う。本資料は平成31年3月29日付けで個人から寄贈を受けたものである。資料一覧は表1に示した。これらの資料は高松市埋蔵文化財センターにおいて令和5年9月11日～令和6年4月5日に実施した企画展で展示し、その後巡回展として高松市香南歴史民俗郷土館において令和6年6月1日～7月28日の会期で展示し活用した。

#### 1 資料群の概要

資料は箱や袋によって小分けにされており、資料に同封された札やマーキングによって、おおよその採集

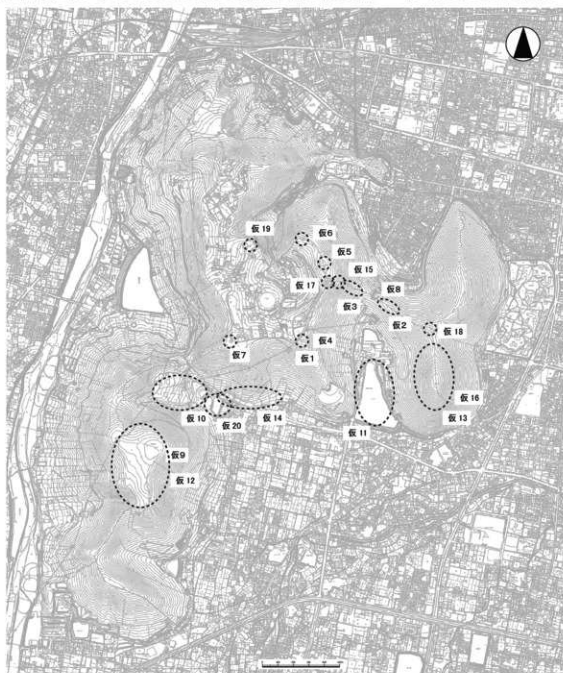


図1 採取地点概略プロット図

表1 寄贈資料一覧表

箱番号	出土地	種類	器種	点数	マーキング	備考
仮1	姫塚古墳か	土師器・埴輪か	不明	3	無	
仮2	栗林トンネル上尾根東側、 稲荷山の西側麓周辺か	土師質	不明	1	有	地点51
仮3	栗林トンネル上尾根西側、 峰山の東側麓周辺	弥生土器	甕・大型壺・ 鉢か	50+細 片	一部有	ゼンリン P96H3左上
仮4	姫塚	土師器・埴輪か	不明	2	無	赤色顔料
仮5	鏡塚	土師器・埴輪か	壺	3	無	
仮6	北大塚	土師質	不明	8	無	
仮7	猫塚	土師質	不明・底部	3	無	
仮8	栗林トンネルの上の尾根線 稲荷山側	土師器・埴輪か	壺	11	無	
		薬莢	散弾か	1		
		鉄片	不明	1		
仮9	浄願寺118E1	弥生土器	甕	1	有	
仮10	片山池古墳周辺	須恵器	壺・甕	35	一部有	118、118E1、片山池、W、浄願 寺118
		瓦	平瓦	1		
		石剥片	不明	1		
仮11	奥の池	須恵器	甕・鉢か	9	一部有	奥の池
		石器	不明	3		
仮12	浄願寺	須恵器	甕・器台	7	一部有	浄願寺、浄願寺118
仮13	室山（紫雲山）	須恵器	甕・擂鉢・壺	33	一部有	室山北、室山N、室山S、室山、 紫雲山（室山）
		鉄	釘	2		
		鉛か	弾丸か	2		
仮14	片山池東斜面	土師器	足釜・鉢・甕	25	一部有	片山池、片山
		須恵器	坏・甕	7		
		瓦	平瓦	2		
		石器	不明	1		
仮15	石船塚に登る東坂下	土師器・埴輪か	壺・円筒か	18	一部有	石船塚E-下
		須恵器	甕	1		
		石剥片	不明	1		
仮16	室山	弥生土器	壺・高坏	16	一部有	室山、室山S
仮17	石船	土師器・埴輪か	壺	68	一部有	石船
仮18	稲荷山姫塚	土師器・埴輪か	壺（二重・ 単）	16	無	
		石器	石鏃・石剣か	6		
仮19	擂鉢谷9号墳	土師質土器	不明	7		
仮20	片山池	石器	石鏃・石剣か	6		

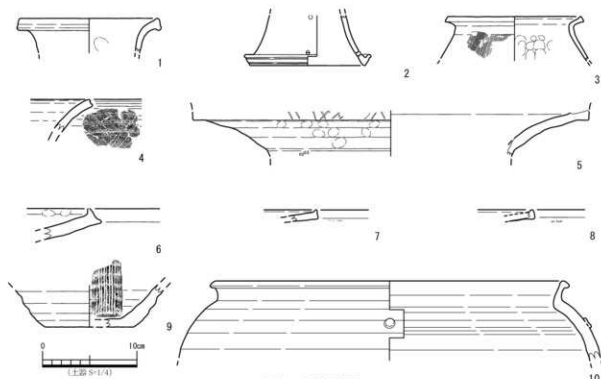


図2 遺物実測図

地点が判明する。小分けにされた資料群ごとに袋詰めを行い、仮番号を付して表1に整理した。また、この採集地点を大まかにプロットした(図1)。石清尾山山塊の広範囲に及んで採集がなされたことがわかる。また古墳名が記載された資料も多く、表採が古墳の存在を意識してなされた箇所も多いものと見受けられる。

## 2 主要遺物の紹介

採取資料のうち、ある程度形態が判明する資料を対象として図化を行った。箱番号をみると1・2は仮16。3は仮9。4・5は仮18。6は仮15。7・8は仮17。9・10は仮13。採取地点に置き換えると1・2は室山。3は浄願寺118E1。なお、この数値は表採当時のゼンリン地図の位置に対応するものと考えられ、これと突合することでより詳細な位置が絞れるかもしれない。4・5は稲荷山姫塚。6は石船塚に登る東坂下。7・8は石船塚古墳。9・10は室山(紫雲山)。

1は弥生土器壺口縁部。口縁端部はやや厚く肥厚し、明瞭ではないが凹線が巡る。2は弥生土器高坏。脚端部は肥厚し、端面に2条の凹線。焼成前に先行した小孔が上下に並ぶ。3は弥生土器壺口縁部。外面に細く密なハケ目。口縁部はあまり肥厚せず、角ばっておさめる。4は壺又は壺形埴輪の口縁部。稲荷山姫塚古墳の発掘調査資料では、単口縁と二重口縁の双方が確認されており、いずれに相当するかはこの破片だけでは特定できない。口縁部外面に線刻による斜格子状の文様。5も壺又は壺形埴輪の頸部。二重口縁を有す個体で、貼り付けた口縁部が剥離した状態。擬口縁部の外面には線刻の痕跡が認められる。6は広口壺又は壺形埴輪の口縁部。比較的強く外側に張出す器形で、口縁端部がやや上方に強く摘みみだされる。7。8もおそらく壺又は壺形埴輪の口縁部。6に比べて小ぶりで端面の摘みみだし等も弱い。9は挿鉢。備前焼か。堅緻で暗灰色に焼成。摺目は7本1束。見込みの屈曲部まで施される。10は甕。備前焼か。円形の粘土を貼り付ける。

## まとめ

石清尾山古墳群では、これまでも複数の調査機関や個人による遺物採集がなされている。このため資料が各地に分散している状況であるが、一部については資料の所在と現況を整理したことがある（高上 2023）。また、高松市教育委員会による発掘調査資料については高松市で保管している（高松市教委 1971 ほか）。これらを参照しつつ、今回報告した資料の位置づけについて若干の評価を加えることとする。

弥生土器について、1・2は室山採取とされる。弥生時代中期後葉～後期初頭に位置づけられる。詳細な位置を特定することは困難であるが、「室山」は石清尾山山塊東側に位置しており、高松市が報告書で稲荷山と呼称する丘陵のうち、特に南側の頂部周辺を指すことが多い。現在当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地である「室山城跡」が存在するが、これまでに弥生時代の遺物は報告されていない。3は浄願寺採取とされる。弥生時代後期中葉～後葉に位置づけられる。こちらも出土地点の絞り込みができないが、これまでに浄願寺山では、東側山麓の坂田廃寺の下層から土器が出土しており、これが報告されている（高松市教委 2012）。時期的に近似する時期の資料であることが確認できる。

埴輪について、4・5は稲荷山姫塚古墳で出土した資料群（高松市教委 2018）の特徴と合致する。6が石船塚古墳からの流出資料と判断すると、7・8は石船塚古墳でこれまでに知られている壺形埴輪（大久保 1996）の形態と類似する。6のような大型品は知られておらず、端部上部を強くつまみ上げる形態は姫塚古墳の資料では確認されており、a類と分類されたタイプの資料に類似するようである。

その他、室山（紫雲山）の山上では、時期の詳細は不明瞭ながら中世段階に位置づけうる資料が散見される。これは室山城跡との関係で評価できる可能性がある。図化していないが、喪類の破片が卓越して多いことにも注意しておきたい。

以上、採集資料の概要を紹介した。高松市歴史資料館に寄贈された資料であり、石清尾山古墳群をはじめとして、石清尾山山塊の辿った歴史の一端を垣間見ることのできる資料として、今後有効に活用していきたい。

## <引用文献>

- 大久保徹也 1996 「壺形埴輪」『中間西井坪遺跡 1』香川県教育委員会
- 高上拓 2023 「石清尾山古墳群の新知見」『史集高松』第3集
- 高松市教育委員会 1971 「高松市石清尾山古墳群緊急発掘調査概報（第1次）」
- 高松市教育委員会 1972 「高松市石清尾山古墳群緊急発掘調査概報（第2次）」
- 高松市教育委員会 1973 a 『浄願寺山・稲荷山古墳群分布調査概報』
- 高松市教育委員会 1973 b 『石清尾山塊古墳群調査報告』
- 高松市教育委員会 1983 『鶴尾神社 4号墳調査報告書』
- 高松市教育委員会 1985 『南山浦古墳群調査報告書』
- 高松市教育委員会 2012 『北山浦遺跡』
- 高松市教育委員会 2018 『石清尾山古墳群（稲荷山地区）調査報告書』

## 報告書抄録

ふりがな	ししゅう たかまつ だいごごう
書名	史集 高松 第5号
副書名	高松市埋蔵文化財センター活用事業紀要
巻次	第5集
シリーズ名	高松市埋蔵文化財調査報告
シリーズ番号	第257集
編著者名	織田 比呂子・下高 大輔・高上 拓・竹内 信・宮田 匡(編)・吉田 広
編集機関	高松市教育委員会
所在地	〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号 TEL087-839-2660
発行年月日	西暦 2025年3月31日

高松市埋蔵文化財調査報告第257集  
高松市埋蔵文化財センター活用事業紀要第5集

### 史集 高松 第5号

2025年3月31日

編集 高松市教育委員会  
高松市番町一丁目8番15号  
発行 高松市教育委員会  
印刷 (株)美巧社







